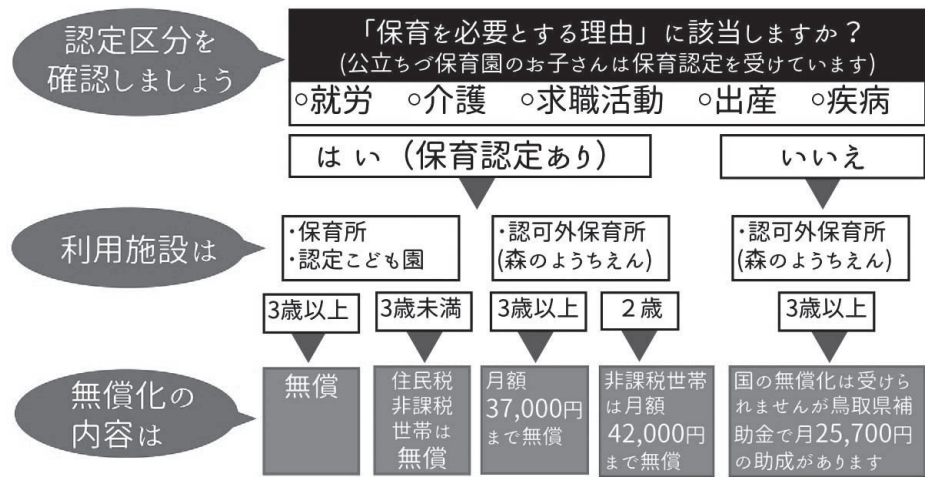




10月から幼児教育・保育の無償化が始まります！

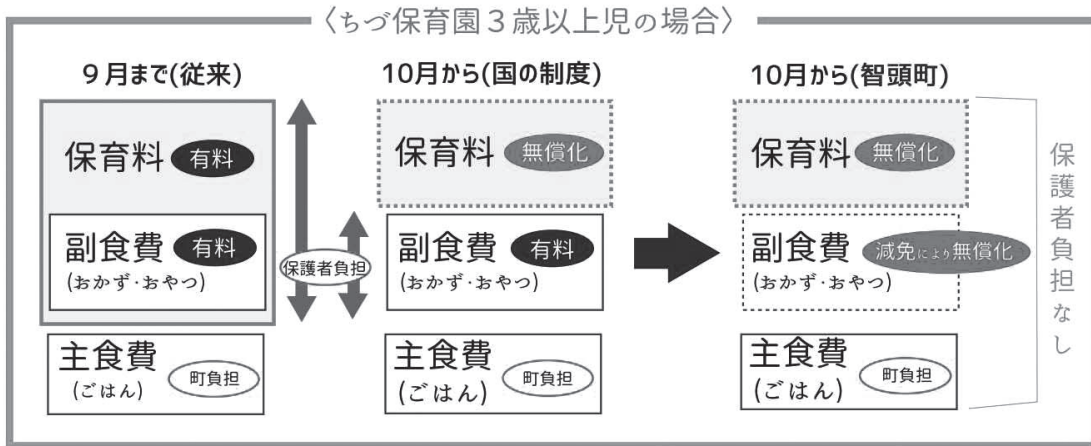
子育て世帯を応援し、社会保障を全世帯型へ広げていくため、10月から幼児教育・保育の無償化が始まります。この制度は、子育て世帯への経済的支援を目的として、保育料等の負担を軽減するためのものです。

どんな人が対象？
 保育認定を受けた3〜5歳までの子ども、または住民税が課税されていない世帯の3歳未満の子どもが対象です。
副食費を減免します！
 ちづ保育園に通う3歳以上の子どもの保育料には副食費（おかず・おやつ）の保育料には副食費（おかず・おやつ）



無償化の手続きは？
 ちづ保育園・ほのほの保育所を利用して保育料を申請して申請案内を送ります。森のようちえんに通っている子どもは、まずは保育認定申請が必要で、保育の必要性があると認められる場合は、上限額の範囲で無償となります。

やつ（ごはん）が含まれています。国の無償化制度では、保育料のみ無償化の対象ですが、副食費の減免申請をしていただくことで、副食費を本町が負担し、実質的には保育料全額が無償化となります。主食（ごはん）は従来どおり本町が負担します。



助金が受けられますので利用してください。